

被災地派遣レポート<第108回>

都市整備局総務部職員課 平野 達彦さん

1 はじめに

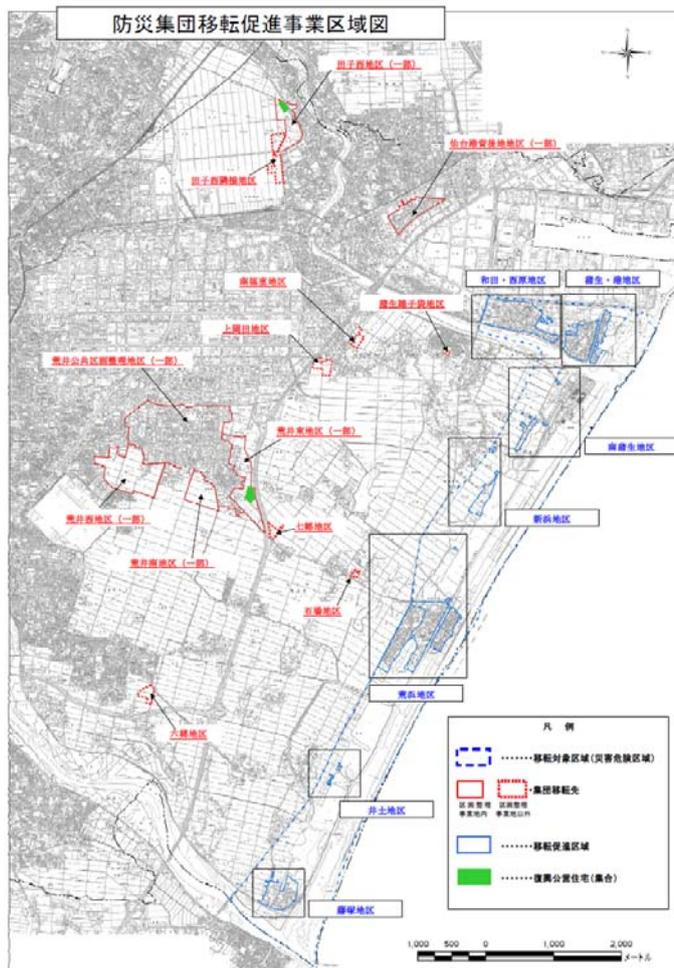
私は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間、仙台市に派遣されました。

仙台市での所属は復興事業局復興まちづくり部移転用地課。

移転用地課の主要な業務は被災者の生活再建の場となる集団移転先の用地取得と、被災土地の買取り業務でした。

仙台市では、沿岸の津波被災箇所の集団移転を計画しており、移転対象となる住民はおよそ1700世帯、買取り対象となる土地は3300筆にもなります。

被災された全ての住民が集団移転に参加するわけではありませんが、多くの人の生活再建がかかっていると考えると、身の引き締まる思いでした。



防災集団移転促進事業区域図

青実線が移転促進区域（被災土地）、赤の点線/実線が移転先。

2 復興事業の実情

復興事業に携わって、強く印象に残ったことが何点かあります。

まず一つ目は、復興事業は迅速かつ柔軟な業務の遂行が求められる、という点です。

被災者からは当然、一日も早い移転先の整備が求められます。一方で移転先は被災者の生活再建の場であり、計画に対しては住民から様々な要望がなされます。

被災者の方々の意見を十分に反映しつつ、移転先の確保を迅速に行なうという厳しい条件の中では、折衝に割ける時間はそう多くはありません。

あまり工夫できることも多くはなかったのですが、計画の変更に備えて広めの範囲で土地の調査を進めておく、時間のあるときに折衝の準備を進めておくといったことを心がけ、円滑な用地取得を心がけました。

二つ目として、想像していたよりも復興事業による思い切った措置がなされていない、と感じた点です。

例えば、移転先を取得する際にも、農地法等で制限がかかっていたらきちんと制限を解除してから用地取得をする必要があり、復興事業だからといって必要な手続きが簡略化されているわけではありませんでした。

(審査基準は緩和されていましたが、手続きを省略することはできませんでした。)

また、買取りのできる土地(被災土地)についても「宅地または農地」に限り、津波によって被害を受けた土地でも全てが買取れるわけではありませんでした。この点、被災された方々には買ってもらえる土地、もらえない土地が生じることになり、復興支援制度がわかりにくい、生活再建がしづらいという意見を多く頂きました。

今後、東京都で大きな災害が発生した場合には、色々な面で思い切った措置を講じることも必要なのではないか、と思うことがありました。

3 厳しい意見と嬉しかったこと

業務に当たる中で、折衝にあたった方々から様々なご意見を頂きました。

被災土地の買取りが遅い、買取り基準がわかりにくい、買取りをしてもらえる土地としてもらえない土地があるのは不公平である、と言った点で厳しいご意見を言われたこともあります。

一方で、担当として嬉しい声を頂いたこともあります。

移転先の計画が決定された8月中旬から2週間という短期間で予定地の買取りの折衝を行なった際に、急に訪問したにも関わらず、権利者の方々から「被災者のためなら、土地を譲ってもよい。」「暑い中大変だろうけれど、復興のためにがんばって欲しい。」という声をたくさん頂き、大きな励みになりました。

また、被災土地の買取り契約を行った際に「これで自宅の再建の目途が立つ。ありがとう。」「今まで辛いことばかりだったけど、ようやく将来に希望が持てる。」と言われ、非常に嬉しかったことを覚えています。



移転促進区域（買取り対象地） 蒲生北部地区 平成 24 年5月撮影

4 最後に

私の担当していた集団移転先は、現在用地買収が完了し、移転先の整備が開始されました。

しかし、いまだに移転先の整備が難航している自治体もあります。また、これでようやくまちづくりに目途が立った段階であり、生活面での復興はこれからという声も多く聞かれます。

今後も被災地は多くの支援を必要としているとあらためて実感しており、自分のできる限り、被災地を支援していこうと思います。

また、派遣で得た経験を、今後の東京都の防災や、被災からの復興に活かしていけるよう、心がけていきたいと思います。

最後に、派遣職員を支援して下さった皆さん、忙しい中激励に来て下さった皆さん、派遣職員を温かく受け入れて下さった仙台市の皆さんに心から感謝を申し上げます。

本当にありがとうございました。